

平成28年玉村町議会第3回定例会会議録第4号

平成28年9月16日（金曜日）

議事日程 第4号

平成28年9月16日（金曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 認定第 1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 開会中における所管事務調査報告
- 日程第12 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第13 議員派遣の申し出

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 認定第 1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 9 認定第 7号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 開会中における所管事務調査報告
- 日程第12 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第13 議員派遣の申し出
- 追加日程第1 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第57号 土地の取得について
- 追加日程第4 議案第58号 財産の処分について

出席議員（15人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
8番	島田榮一君	9番	町田宗宏君
10番	三友美恵子君	11番	柳沢浩一君
12番	浅見武志君	13番	石川眞男君
14番	宇津木治宣君	15番	筑井あけみ君
16番	高橋茂樹君		

欠席議員（1人）

7番	川端宏和君
----	-------

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原保宏君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	萩原正人君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	金田邦夫君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	齊藤治正君
上下水道課長	高橋雅之君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小坂橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係長	松田純一		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 1 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 4 議案が提出されました。

本日午前 1 1 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 4 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 4 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 陳情の審査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号 2、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、陳情に関する審査報告をいたします。

陳情受理番号 2、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情の審査報告。

陳情の趣旨としましては、これは玉村町議会が地方自治法第 9 9 条に基づき、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情します。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、もろもろいろいろありまして、要するに社会保障予算の充実、そして地方財政の確立を目指すことが必要だということに対して、これで一応皆さんの採決をとったところ、趣旨採択ということになりましたので、ご報告申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 総務常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

総務常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。



○日程第2 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について、この議案につきましては総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） 再びの登壇となりました。

それでは、新規条例の議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についての審査報告を申し上げます。

これは、9月6日の本会議において、町長から提案説明があった議案第48号について税務課長に補足説明を求めたと、こういうことであります。その補足説明を申し上げますと、長らく全部読むと大変なもので、これは簡単に申し上げますと、税金が東京都一極に集中していたと。それを何とか地方のほうへ振り向けたいということで、この群馬県にも持ってきまして、それで工場を東京23区からの移転で建てたり、本社機能を持ってきた場合は固定資産税を軽減するというものであります。

移転型としましては、1年目が8分のゼロと、その次は2年目が8分の1、次が8分の3と、これは固定資産税の軽減でございます。そして、あともう一つに拡充型とあります。これが10分の1、3分の1、3分の2、一応3年間の減税となっております。こういうことでありまして、これが群馬県に認められまして、ほとんど群馬県としては、これを条例として認めるということになりました。

そして、先ほど見たのですが、群馬県の町村の中でも、やはり過疎自治体のほうは含まれておりません。だから6町村が対象になっていないと。ほかは全部なっていると、こういう状態であります。それに伴いまして、この辺を採決したところ、全員一致で原案どおりの可決となりました。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

総務常任委員長の審査報告は原案可決とするものです。

総務常任委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長の報告のとおり原案可決とすることに決定しました。

◇

○日程第 3 認定第1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 4 認定第2号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5 認定第3号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6 認定第4号 平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

- 日程第 7 認定第 5 号 平成 27 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 平成 27 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 平成 27 年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 平成 27 年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 3、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号 平成 27 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 10、認定第 8 号 平成 27 年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 3、認定第 1 号から日程第 10、認定第 8 号までの 8 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

決算特別委員長より認定第 1 号から認定第 8 号までの審査報告を求めます。

町田宗宏決算特別委員長。

[決算特別委員長 町田宗宏君登壇]

◇決算特別委員長（町田宗宏君） 決算特別委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定によりまして報告をいたします。

認定第 1 号 平成 27 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定とするものです。内容は妥当なものと認める。

認定第 2 号 平成 27 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定。内容は妥当なものと認める。

認定第 3 号 平成 27 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定とするものです。内容は妥当なものと認める。

認定第 4 号 平成 27 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定とするものです。内容は妥当なものと認める。

認定第 5 号 平成 27 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定とするものです。内容は妥当なものと認める。

認定第 6 号 平成 27 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定とするものです。内容は妥当なものと認める。

認定第 7 号 平成 27 年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、

認定とするものです。内容は妥当なものとする。

認定第8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定について、議決の結果、認定とするものです。内容は妥当なものとする。

以上で報告を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 決算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第3、認定第1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、これに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4、認定第2号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり

認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5、認定第3号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6、認定第4号 平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、認定第5号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第6号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、認定第7号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10、認定第8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◇

○日程第 1 1 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 1、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第 1 2 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 2、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定しました。

◇

○日程第 1 3 議員派遣の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 3、議員派遣の申し出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第 1 2 9 条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した議員派遣申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決定しま

した。



○追加日程第1 議案第55号 工事請負契約の締結について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第55号 工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

吸収式冷温水器等入替工事につきましては、条件付き一般競争入札を行ったところ、4業者の参加申し込みがあり、8月26日に入札執行をいたしました結果、群馬県高崎市飯塚町1174番地の5、藤田エンジニアリング株式会社、代表取締役、藤田実が、消費税込み5,616万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、文化センターの空調の中核部分及びその周辺装置が老朽化に伴い一部故障し、性能が低下しているため、更新するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） ちょっと入札のことでお聞きします。

条件付き一般競争入札ということで、今回、この裏側に書いてある10番です。この10番の条件で、条件というか、この入札条件の中で該当する会社はどのくらいありましたか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 該当する会社は31社ございました。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） そのうち、この玉村町に本店または支店を有するものという、ここ1番、2番と分けた理由で玉村町に該当するものは何件ぐらいあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） たしか2社だったと記憶しております。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 3回で終わりでしたか。3回で終わりですね。

これを決めるときに、玉村町はどのようなことを考えて、この条件を出していくのかということちょっと聞きたかったのです。次の入札のは群馬県なのです。これは大分細かい条件がついているので、この違いとか、なぜこのような条件が、毎回、毎回条件が違うわけですか。その条件の決め方みたいなものを教えていただければ。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 多くの自治体で採用されているように、一定金額以上につきましては技術的適性を考慮して一般競争入札を採用しているところです。ただし、単に一般競争入札を採用いたしますと、全国かなりの業者数になりますので、ある程度の業者数を限定させていただくということで、今回の管工事については玉村町と前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市に、玉村町と隣接している市に本社を有する会社ということで、事前に工事実績等を調べさせていただきまして、応募できる会社は31社、これが今回の一般競争入札に際しての適正な数であろうということで、この範囲に限定をさせていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○追加日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第2、議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第56号 工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

雨水滝5号幹線調整池ポンプ施設工事につきましては、条件付き一般競争入札を行ったところ、2業者の参加申し込みがあり、9月5日に入札執行をいたしました結果、群馬県前橋市古市町118番地、株式会社ヤマト、代表取締役、社長執行役員、町田豊が、消費税込み5,724万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、文化センター周辺土地区画整理事業において設置する調整池に付随するポンプ施設の構築です。規模としましては、口径350ミリの水中モーターポンプが2台と、その配管及び電気設備となります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 先ほどの続きになりますが、こちらの工事に関しても何社条件付きに当てはまる場所があるのかということと、玉村町に何社あったかということをお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） こちらについては、10社のうち、玉村町は該当するものはたしかございませんでした。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） ぜひ町内業者の育成ということを考えると、ジョイントベンチャーとかジョイントでやれるというような、そういう方式をなぜとれないのかなということなのですが、とりあえず技術力が高くなければできないということはわかります。そうすると、玉村町の業者は、

これには入ってこられないということですよ。前回のは2社入っていたけれども、入札価格をオーバーしていたということでだめだったということはわかりますが、ここにはもう入ってこられないのです。こういう場合に、ジョイントを組んで町の業者を育成するような形の入札方法とかというのはとれないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 受注実績等がありますので、技術的適性を優先させておりますけれども、今後、研究をさせていただきたいと思っております。できれば町としても地域の業者に受注していただきたいのはやまやまなのですけれども、やはり技術的適性は重視しなければいけないということでもありますので、繰り返しになりますけれども、検討ではなくて、研究をさせていただきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 技術が高くてはできないというのは、私も同感であります。技術が高いといえば、群馬内に限らないで、幅広く入札かけたらば、もっと技術の高いところが応札してくる可能性もあるわけですよ。それを群馬県内に限るというのは、どういうことですか。3回目、ぜひそれと、そのジョイントについてお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 群馬県内に限らせていただいたのは10社あったからということで、これが10社なかった場合には他県にも広げることも検討させていただきました。ただし、他県に広げる場合には、南側へ行きますと、かなりの業者数が入ってくることが予想されますので、その辺は今回は県内ということに限らせていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、ポンプのこれメーカーどこだったですか。

◇議長（高橋茂樹君） マイク使ってください。

◇4番（笠原則孝君） これメーカーどこだったですか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 高橋雅之君発言〕

◇上下水道課長（高橋雅之君） このポンプのメーカーでございますが、まだこれから打ち合わせをしていきたいというふうに思っています。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 何かやはりポンプだというと、これは泥水用のポンプかと思うのですが、これ見ますと、径が350ミリ、1分間に20立米、そしてあとは高さが出ているのだけれども、このポンプであそこから鯉沢までの距離はどのくらいあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 高橋雅之君発言〕

◇上下水道課長（高橋雅之君） ポンプから鯉沢までの距離は、そんなにないというところだと思います。距離的には30メートルかそのくらいかなというふうに思います。高低差というところで、今回、調整池をつくらせていただきますが、そちらにつきましては約5メートルほどの深さになってくるということですので、今回の7.1メートルの揚程高があるということですので、十分賄えるということですのでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうすると、ゲリラ豪雨が何年か前に来て、相当ひどくなってしまった。あそこら辺はみんな膝上まで来たような状態だけれども、あれにもやはり2基やるということは、この2基を連動させてやるのか、それとも交互にやるのですか。恐らく揚げるのは深夜電気や何かで。常時出しているのですか。たまったら出す。ちょっとその辺を。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 高橋雅之君発言〕

◇上下水道課長（高橋雅之君） どうやってポンプを使っていくかということですが、ポンプにつきましてはこの容量のものを2基入れさせていただきます、交互の運転ということで、1台とまれば、もう一台が動くというようなことで、1分間に20トンという能力というふうに考えてございます。

それと、鯉沢のほう水位が上がってどうするのだということですが、この鯉沢の水位を見ながら、また調整池にたまった水の水位を見ながら、両方にスイッチをつけてございますので、鯉沢の水量が多いときには、あくまでもこの調整池の中にためるというふうに考えてございます。また、鯉沢の水位が下がってきたら、そのポンプを使って鯉沢のほうに入っていくということで考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第3 議案第57号 土地の取得について

○追加日程第4 議案第58号 財産の処分について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第3、議案第57号 土地の取得について及び追加日程第4、議案第58号 財産の処分についての2議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第3、議案第57号及び追加日程第4、議案第58号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第57号 土地の取得について及び議案第58号 財産の処分について、一括にてご説明申し上げます。

初めに、議案第57号 土地の取得についてでございますが、これは玉村町文化センター周辺土地区画整理事業に係る住宅造成事業用地を権利者40名から取得したものでございます。

本件は、総契約金額が9億9,084万323円、面積は6万9,848.9平方メートルですので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付すべき財産の取得に該当していたところでございますが、議会の議決を経ずに土地を取得してしまったものでございます。このため、土地の所得について、平成26年11月10日の権利者との契約締結時にさかのぼって有効とすることについて、改めて議

会の議決を得たく、ご提案させていただくものでございます。

続きまして、議案第58号 財産の処分についてでございますが、玉村町文化センター周辺土地区画整理事業に係る住宅造成事業用地におきまして、公募型企業企画提案（プロポーザル）方式により優先交渉権者を決定し、町有地を処分したものでございます。

本件は、総契約金額が9億8,577万9,000円、面積は2万7,768.41平方メートルですので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付すべき財産の処分に該当したところでございますが、土地の取得についてと同様に議会の議決を経ずに土地を処分してしまったものでございます。このため、土地の処分について、平成28年4月27日の土地の優先交渉権者との契約締結時にさかのぼって有効とすることについて改めて議会の議決を得たく、ご提案させていただくものでございます。

こうした遺憾な事態を招いてしまったことにつきましては、大変申しわけなく深くおわびを申し上げます。今後、こうした事態が二度と繰り返されないよう、職員に法令遵守を改めて指導し、適正な業務遂行を徹底させ、再発防止に万全を期してまいりますので、よろしくご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

追加日程第3、議案第57号 土地の取得について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4、議案第58号 財産の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

6番備前島久仁子議員。

[6番 備前島久仁子君発言]

◇6番(備前島久仁子君) 素朴な質問をさせていただきます。57号、58号もそうでありますけれども、何度も全員協議会でこういう説明などはしてあったと思うのですけれども、基本的に議会の議決がなくて進めてしまったということで、ここに来て時間があつたにもかかわらず専決処分をするのですとか、そういう問題が多数発覚したり、発覚といいますか、あるように思われるのですけれども、各課の縦割りの行政が、やはり横の連携がなかなかとれていないというところも原因であるのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがなのでしょうか。

◇議長(高橋茂樹君) 町長。

[町長 角田紘二君発言]

◇町長(角田紘二君) 今、ご指摘がありましたように、本件2件に関しまして、今回、陳謝したわけでございますが、今までの議会でのいろんな事例につきましても、やはり私自身はなれといいますか、慣行に従った今までのやり方の中で、このようなことが起こってきたというふうに認識しております。自分たちで仕事の枠を決めて、そして新しく起こってきたもの、あるいは経験がないものに対するいろんな取り組みというものをその枠の中で判断した結果が、こういうようなものを招いたのではないかというふうに認識しておるところでありまして、縦割りの町の行政の仕方というものは、ちょっと私自身はまだ検討していないところでございますが、今後、このようなことが二度とないように、どういう点を改善したらいいのか、そしてチェック体制をどうするかというような点につきまして、縦割りも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

◇議長(高橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◇

○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成28年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この夏、関東を初めとして東北・北海道地方など、台風による記録的な大雨に見舞われ、甚大な被害が出ました。

玉村町では、幸い大きな災害に見舞われることはありませんでしたが、災害は忘れたころにやってくると申します。ことしの地域防災訓練は、天候不良により残念ながら中止となりましたが、まだ台風の季節も終わっていません。危機管理意識を地域全体で高め、もしものときに迅速に対応できる体制、地域づくりを強化したいと思います。

さて、本定例会は、9月6日に開会され、本日までの11日間、当初の21議案並びに追加の4議案について慎重にご審議をいただき、ご議決、ご承認賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平成27年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。今後の執行に当たり、十分留意してまいりたいと思います。

さらに、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に反映させてまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

終わりに、これから町民体育祭や産業祭など何かと行事の多い季節となるわけですが、議員の皆様方には、どうかご健康には十分留意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶といたします。

◇

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成28年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月6日に開会し、本日までの11日間にわたり、条例の制定や改正、あるいは平成28年度の補正予算や追加議案など重要な議案を慎重に審議していただきました。また、平成27年度の決算認定では、決算特別委員会で大変活発な議論がなされるとともに、一般質問においても10人の議員がさまざまな観点から町政全般をたずねなど、まことに意義深い議会となりました。改めて感謝申し上げます。

町長を初め執行当局には、決算特別委員会や議案審議、あるいは一般質問等での議員の意見や提言を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営等に反映されますよう強く求めるものがあります。

なお、宮川副町長におかれましては、9月1日に就任後、初めての定例会となったわけですが、町幹部職員とともに町長を補佐し、玉村町民の福祉の向上のために、今後とも重責を全うされますようお願い申し上げます。

結びに当たり、4月に発生した熊本地震や8月に東北地方や北海道を襲った台風10号等の被害を受けられました方々に対して、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心から願うものであります。

近年は、こうした大規模な自然災害が多発しており、玉村町においても、かつて河川の氾濫により大きな被害を受けました。これから台風が多数発生する時期となりますが、私たち議会といたしましても改めてこうした自然災害の経験を教訓に、安全安心なまちづくりの実現に向け、その役割を果たしてまいり所存でありますので、各位のご理解とご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではあります。閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成28年玉村町議会第3回定例会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

午後3時20分閉会